

和歌山県サイクルステーション登録実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、快適にサイクリングができる環境づくりを推進し、サイクリストの誘客を図ることにより地域の活性化に資することを目的として、サイクリストが休憩や自転車のメンテナンスを行うことのできる施設を「和歌山県サイクルステーション（以下「サイクルステーション」という。）」として登録するために必要な事項を定める。

(登録要件)

第2 サイクルステーションの登録対象施設は、和歌山県内に所在し、サイクリストに対して別表に定めるサービスを提供する施設とする。ただし、知事が特にサイクルステーションとして登録すべきと認めた施設にあっては、この限りではない。

(登録の申請)

第3 第2に定める要件を満たし、サイクルステーションに登録しようとする施設の管理者は、登録申請書（別記第1号様式）を和歌山市内に所在する施設については知事に、和歌山市外に所在する施設については所管振興局を経由し、知事に提出するものとする。ただし、県に属する施設にあっては、この限りではない。

(申請内容の確認)

第4 申請書の提出を受けた振興局は、必要に応じて現地調査を行い、申請内容を確認して進達するものとする。

(施設の登録)

第5 知事は、審査を行った内容等が登録要件を満たす場合は、登録台帳に登録し、申請者に通知するものとし、これを登録しないときは、その旨及びその理由を申請者に通知するものとする。

(登録の期間及び更新)

第6 登録の期間は、登録通知書の交付日から3年を経過した日が属する年度の3月31日までとする。

知事がこの要綱の制定前に登録台帳に登録した施設については、この要綱の制定日を登録通知書の交付日とみなす。

2 登録期間の満了の際に、登録を受けた者（以下「登録者」という。）から登録の更新について申し出があり、第2に定める要件を満たす場合は、登録の更新を行うこととする。

(ステッカー等の交付)

第7 知事は第5により登録した施設（以下「登録施設」という。）に対し、サイクルステーションのデザイン（以下「デザイン」という。）を印刷したステッカー・タペストリー等（以下「ステッカー等」という。）、目印となる印刷物を交付するものとする。

2 登録者は、登録施設内に前項のステッカー等を安全に掲示するものとする。

(デザインの使用)

第8 登録者は別に定める「和歌山県サイクルステーションデザイン使用取扱要領」に従い、登

録施設の広報等にデザインを使用することができる。

(登録内容の変更)

第9 登録者は、登録申請の内容に変更があったときは、登録変更届(別記第2号様式)により、和歌山市内に所在する施設については知事に、和歌山市外に所在する施設については所管振興局を經由して知事に届け出るものとする。

(登録の廃止)

第10 登録者は、登録を廃止しようとするとき、または、第2に定める登録要件を欠くこととなったときは登録廃止届(別記第3号様式)により、和歌山市内に所在する施設については知事に、和歌山市外に所在する施設については所管振興局を經由して知事に届け出るとともに、交付されたステッカー等を返却するものとする。

(登録施設の公表)

第11 知事は、登録施設の名称、所在地、電話番号、定休日、営業時間、提供するサービス内容等を公表するものとする。

(登録内容の調査)

第12 知事は、登録施設が登録要件を満たしているか、必要に応じ調査を行うことができるものとする。

2 知事は、前項の規定による調査の結果、要件を満たさないと認めたときは、登録者に対しその改善を求めることができる。

(登録の取り消し)

第13 知事は、登録者が第12第2項による改善の求めに応じないとき、その他サイクルステーションとして登録することが適切でないとするときは、当該登録を取り消すことができる。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年10月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年11月14日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表

1 必須サービス

提供するサービス	サービスの内容
休憩（駐輪）スペース	サイクリストが利用できる休憩（駐輪）場所の提供
トイレの使用	サイクリストのトイレの使用を許可
空気入れの貸し出し	スポーツサイクルに対応した空気入れ（仏式バルブ対応、空気圧ゲージ付）を設置し、サイクリストの申し出に応じて貸し出し

2 任意サービス（例）

提供するサービス	サービスの内容
バイクラックの設置	サイクリング用自転車を保持可能なスタンドの設置
自転車修理用工具の貸し出し	自転車修理用工具を設置し、サイクリストの申し出に応じて貸し出し
サイクリングマップの設置	県内のサイクリングマップを設置
飲料水の提供	サイクリストの申し出に応じ、飲料水（浄水、水道水等）を提供（ボトルへの給水を含む）
ベンチ・椅子の設置	サイクリストの休憩スペースとして、屋外にベンチや椅子を設置
タイヤチューブの販売	自転車用タイヤチューブの販売もしくは自動販売機の設置
ワイヤーロック等の貸し出し	駐輪時の自転車盗難防止のためのワイヤーロック、鍵等の貸し出し
更衣室の提供	サイクリストが更衣するための空間（更衣室）の提供
荷物の一時預かり	ツーリング時に不要となる荷物を一時的に預かるサービスの提供
自転車搬送サービス	自転車を搬送するサービスの提供（取次を含む）
手荷物搬送サービス	手荷物を搬送するサービスの提供（取次を含む）
その他	その他快適なサイクリングに資するサービスの提供

3 当該施設がコンビニエンスストアである場合、1に追加して備える必須サービス

提供するサービス	サービスの内容
バイクラックの設置	サイクリング用自転車を保持可能なスタンドの設置
自転車修理用工具の貸し出し	自転車修理用工具を設置し、サイクリストの申し出に応じて貸し出し